

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年7月2日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地
（仮称）琵琶湖・守山リゾートSC
守山市今浜町字七番 2620-2ほか

2 変更しようとする事項

(1) 添付書類（法第5条第2項）・6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法・
「（3）その他設置者が行う交通対策等」の一部を変更する。

（変更前）

オープン直後の来客の集中が予想される時期においては、必要に応じて、交通渋滞問題やその対策に関する関係機関との連絡協議の場を各種要請等を踏まえて設けることを検討します。

（変更後）

交通渋滞による影響を未然に防止する観点で、広域的な販促活動の1つであるチラシやホームページ等において公共交通機関の利用を促すとともに、店舗内では周辺の道路情報を館内掲示板等により提供し、交通が集中しないように努めます。

また、開業後の交通渋滞等の問題が生じた場合には、地域住民との協議の場を設け、有効かつ適切な対策を追求し、継続的に円滑な交通が図れるように努めていきます。さらに、必要に応じて関係機関、道路管理者と協議し、対策を検討します。

(2) 添付書類（法第5条第2項）・5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口数及び位置を設定するために必要な事項・

「（4）駐車場の設置に当たっての配慮事項」の一部を変更する。

（変更前）

来客車両の誘導ルートとした道路は、歩車分離された道路を基本とします。駐車場出口には、停止線を明示し、一旦停止の表示を行います。店舗の周囲では、歩道と交差する来客車両・搬入車両出入口の見通しの確保、車両の出入庫を示す表示、出入口における車両と歩行者の動線分離、交通整理員の配置により、歩行者の安全確保に努めます。

（変更後）

届出書に記載した安全対策に加えて円滑な出入庫や駐車を可能とするための対策ならびに駐車場内での歩行者の安全対策を下記のとおり実施します。

駐車場内でも適切に交通誘導員を配置し、車両と歩行者の安全かつ適切な誘導に努めます。これらの交通誘導員の配置は、開店後も常時状況を把握しながら適宜適切に変更するなどの対応を図っていきます。

また、駐車場内では主要な歩行者通行帯をインターロッキング舗装、カラーアスファルト舗装、歩行者通行帯路面標示などにより明示し歩車分離を明確にすることで歩行者の安全確保に努めます。

県道近江八幡大津線と今浜漁港間を連絡通路としている車道を来客車両と歩行者が横断するため、その安全対策として県道側を横断する車両の通行部には交通誘導員を配置し、今浜漁港側の歩行者通行部は、安全看板を設置するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置し歩行者の安全の確保に努めます。

(3) その他提出書類・2 その他立地法の指針に関する事項・「（5）騒音対策の概要」の一部を変更する。

（変更前）

北側敷地境界については、北側に荷さばき施設を設置することから、防音壁としてコンクリート壁を設置し、騒音影響の低減に努めます。

(変更後)

届出書に記載した騒音対策に加えて、下記の配慮事項を実施します。

夜間に行う荷さばき作業時の車両のバックブザーの音については、周辺への騒音影響の軽減の観点から、夜間作業の安全を確保の上、「バックブザー禁止」を徹底するとともに、作業者には夜間作業時の静穏の保持に努めるよう指導いたします。

3 変更の理由

- (1) 開業後においても継続的に地元自治会等と一体となり対応策を検討・実施するため。
- (2) 駐車場内の交通の円滑化と歩行者の安全確保を適切に行うため。
- (3) 夜間における荷さばきや車両のバックブザー音による騒音影響をより小さくするため。

4 届出年月日 平成20年6月13日

5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成20年7月2日から平成20年11月4日まで